

アライグマ一時保管施設の運用開始について

《目的》

アライグマによる農業被害の低減を目的として、防除従事者の業務効率を図るために盤尻地区に加え、農村地区にもアライグマ一時保管施設を設置する。

《経緯》

特定外来生物であるアライグマによる農業被害が発生した際、農業者からの駆除依頼に基づき、箱罠を設置してアライグマを捕獲しております。

アライグマが罠にかかった後は、防除従事者がアライグマを回収・殺処分してから、盤尻地区のアライグマ一時保管施設へ運搬し冷凍保存した後、定期的にゴミ処理場に搬入し処分しております。

近年、農村部でのアライグマの捕獲が増えており、盤尻の一時保管施設まで運搬することが防除従事者の業務負担となっていたことから、農村部にもアライグマ一時保管施設を設置し、令和6年4月1日から運用を開始します。

《施設の設置場所》

住所：恵庭市漁太



(写真①)



(写真②)